



宮 崎 県 公 報

平成28年3月17日(木曜日) 第 2777 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

規 則

○宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) 1	頁
○食品衛生法施行細則の一部を改正する規則…………… (衛生管理課) 5	
○みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する 条例施行規則の一部を改正する規則…………… (環境管理課) 6	
告 示	
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 8	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 9	
○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (“) 9	
○生活保護法に基づく指定施術者の施術所の所在 地の変更…………… (“) 9	
○生活保護法に基づく指定施術者の廃止の届出… (“) 9	
○指定居宅サービス事業者の指定の取消し…………… (長寿介護課) 9	
○指定介護予防サービス事業者の指定の取消し… (“) 10	

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障がい福祉課) 10
○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 10
○民有林の保安林の指定…………… (“) 10
○保安林の指定予定の通知…………… (“) 10
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 11
○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 11
○土砂災害警戒区域の指定…………… (“) 11
○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (“) 15
○都市計画事業の変更の認可…………… (都市計画課) 18

公 告

○軽油引取税に係る免税証の無効公告…………… (税務課) 18
○土地改良区の清算人の退任の届出…………… (農村整備課) 18
○県営土地改良事業に係る換地処分 (2件) …… (“) 18

公安委員会公告

○検定合格者審査の実施について……………18
○警備員等の検定の実施について……………20

規 則

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第20号

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第3号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号。以下「審査法」という。)」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)」に改め、「決定又は」を削る。

「
第26条の表中 | 譲渡担保財産からの徴収通 | 法第14条の18第2項及び | 別記様式第51号 |
知書 | 知書 | 第5項 | | を

「
譲渡担保財産からの徴収告 | 法第14条の18第2項及び | 別記様式第51号 |
知書 | 第5項 | | |
譲渡担保財産からの徴収通 | 法第14条の18第2項及び | 別記様式第51号の2 |
知書 | 第5項 | | | に改める。」

別記様式(別記様式第5号(その3の2)、別記様式第9号(その1)、別記様式第9号(その2)、別記様式第24号、別記様式39号、別記様式第46号、別記様式第51号(その1)、別記様式第51号(その2)、別記様式第61号、別記様式第80号、別記様式第81号、別記様式第88号(その1)から別記様式第88号(その5)まで、別記様式第96号(その1)、別記様式第99号(その1)、別記様式第99号(その2)、別記様式第101号(その1)、別記様式第111号(その1)、別記様式第111号(その3)、別記様式第120号から別記様式第123号まで、別記様式第132号から別記様式第133号(その3)まで、別記様式第151号、別記様式第152号の2、別記様式第152号の4、別記様式第153号の3、別記様式第157号、別記様式第171号、別記様式第190号、別記様式第192号、別記様式第192号の10、別記様式第196号の5及び別記様式第202号(その2)を除く。)中「60日以内」を「3か月以内」に改め、「行政不服審査法第5条の規定により」及

び「行政事件訴訟法に基づくこの」を削り、「6 月以内」を「6 か月以内」に、「3 月を経過しても」を「3 か月を経過しても」に改める。

別記様式第 5 号 (その 3 の 2) 中「ごらんください」を「お読みください」に、「60 日以内」を「3 か月以内」に改め、「行政不服審査法第 5 条の規定により」及び「行政事件訴訟法に基づくこの」を削り、「6 月以内」を「6 か月以内」に、「3 月を経過しても」を「3 か月を経過しても」に改める。

別記様式第 9 号 (その 1) (裏) 中「60 日以内 (60 日目)」を「3 か月以内 (3 か月目の日)」に改め、「行政不服審査法第 5 条の規定により」及び「行政事件訴訟法に基づくこの」を削り、「6 月以内」を「6 か月以内」に、「3 月を経過しても」を「3 か月を経過しても」に改める。

別記様式第 9 号 (その 2) 中「通知書」を「督促状」に、「60 日以内 (60 日目)」を「3 か月以内 (3 か月目の日)」に改め、「行政不服審査法第 5 条の規定により」及び「行政事件訴訟法に基づくこの」を削り、「6 月以内」を「6 か月以内」に、「3 月を経過しても」を「3 か月を経過しても」に改める。

別記様式第 24 号中「納付納入」を「納付 (納入)」に、「60 日以内」を「3 か月以内」に改め、「行政不服審査法第 5 条の規定により」及び「行政事件訴訟法に基づくこの」を削り、「6 月以内」を「6 か月以内」に、「3 月を経過しても」を「3 か月を経過しても」に改める。

「

注 意

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、行政不服審査法第 6 条の規定により知事に異議申立てをすることができます。異議申立書は、宮崎県税務課に提出してください。
- 2 行政事件訴訟法に基づくこの処分の取消しの訴えは、上記 1 の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができません。異議申立ての決定を経た後は、決定の通知を受け取った日の翌日から起算して 6 月以内に、宮崎県を被告として (訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。) 宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の (1) から (3) までのいずれかに該当する場合は、異議申立てに対する決定を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 異議申立てがあった日から 3 月を経過しても決定がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記様式第 39 号中

を

「

注 意

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、宮崎県税務課に提出してください。
- 2 処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として (訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。) 宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の (1) から (3) までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

に改める。

」

別記様式第 46 号中「この通知書」を「この告知書」に、「60 日以内」を「3 か月以内」に改め、「行政不服審査法第 5 条の規定により」及び「行政事件訴訟法に基づくこの」を削り、「6 月以内」を「6 か月以内」に、「3 月を経過しても」を「3 か月を経過しても」に改める。

別記様式第 51 号 (その 1) 中「譲渡担保財産からの徴収通知書」を「譲渡担保財産からの徴収告知書」に、「譲受けた」を「譲り受けた」に、「通知書」を「告知書」に、「60 日以内」を「3 か月以内」に改め、「行政不服審査法第 5 条の規定により」及び「行政事件訴訟法に基づくこの」を削り、「6 月以内」を「6 か月以内」に、「3 月を経過しても」を「3 か月を経過しても」に改め、同様式を別記様式第

51号とする。

別記様式第51号(その2)中「担保の目的のため、」を削り、「徴収する旨の通知書」を「徴収する旨の告知書」に、「60日以内」を「3か月以内」に改め、「行政不服審査法第5条の規定により」及び「行政事件訴訟法に基づくこの」を削り、「6月以内」を「6か月以内」に、「3月を経過しても」を「3か月を経過しても」に改め、同様式を別記様式第51号の2とする。

別記様式第61号中「及び地方債」を「又は地方債」に、「及び建設機械」を「又は建設機械」に、「及び道路交通事業財団」を「、道路交通事業財団又は観光施設財団」に、「次のとおり。」を「次のとおり」に、「60日以内」を「3か月以内」に改め、「行政不服審査法第5条の規定により」及び「行政事件訴訟法に基づくこの」を削り、「6月以内」を「6か月以内」に、「3月を経過しても」を「3か月を経過しても」に改める。

別記様式第80号中「不動産等の最高価申込者決定の取消し通知書」を「不動産等の最高価申込者決定の取消通知書」に、「取消します」を「取り消します」に、「60日以内」を「3か月以内」に改め、「行政不服審査法第5条の規定により」及び「行政事件訴訟法に基づくこの」を削り、「6月以内」を「6か月以内」に、「3月を経過しても」を「3か月を経過しても」に改める。

別記様式第81号中「売却決定取消し通知書」を「売却決定取消通知書」に、「60日以内」を「3か月以内」に改め、「行政不服審査法第5条の規定により」及び「行政事件訴訟法に基づくこの」を削り、「6月以内」を「6か月以内」に、「3月を経過しても」を「3か月を経過しても」に改める。

別記様式第88号(その1)中「起算して(60日以内(60日目の日))」を「起算して3か月以内(3か月目の日)」に改め、「行政不服審査法第5条の規定により」及び「行政事件訴訟法に基づくこの」を削り、「6月以内」を「6か月以内」に、「3月を経過しても」を「3か月を経過しても」に改める。

別記様式第88号(その2)中「60日以内(60日目)」を「3か月以内(3か月目の日)」に改め、「行政不服審査法第5条の規定により」及び「行政事件訴訟法に基づくこの」を削り、「6月以内」を「6か月以内」に、「3月を経過しても」を「3か月を経過しても」に改める。

別記様式第88号(その3)中「60日以内(60日目の日)」を「3か月以内(3か月目の日)」に改め、「行政不服審査法第5条の規定により」及び「行政事件訴訟法に基づくこの」を削り、「6月以内」を「6か月以内」に、「3月を経過しても」を「3か月を経過しても」に改める。

別記様式第88号(その4)中「この謄本」を「この差押書」に、「60日以内(60日目の日と、地方税法)」を「3か月以内(3か月目の日又は地方税法)」に改め、「行政不服審査法第5条の規定により」及び「行政事件訴訟法に基づくこの」を削り、「6月以内」を「6か月以内」に、「3月を経過しても」を「3か月を経過しても」に改める。

別記様式第88号(その5)中「60日以内(60日目の日と、地方税法)」を「3か月以内(3か月目の日又は地方税法)」に改め、「行政不服審査法第5条の規定により」及び「行政事件訴訟法に基づくこの」を削り、「6月以内」を「6か月以内」に、「3月を経過しても」を「3か月を経過しても」に改める。

別記様式第96号(その1)、別記様式第99号(その1)、別記様式第99号(その2)、別記様式第101号(その1)及び別記様式第111号(その1)中「60日以内(60日目の日)」を「3か月以内(3か月目の日)」に改め、「行政不服審査法第5条の規定により」及び「行政事件訴訟法に基づくこの」を削り、「6月以内」を「6か月以内」に、「3月を経過しても」を「3か月を経過しても」に改める。

別記様式第111号(その3)中「60日以内(60日目の日)」を「3か月以内(3か月目の日)」に改め、「行政不服審査法第5条の規定により」及び「行政事件訴訟法に基づくこの」を削り、「6月以内」を「6か月以内」に、「3月を経過しても」を「3か月を経過しても」に

「

所 属
課 係

」を「

所 属
課

」に改める。

別記様式第120号中「はり付けて」を「貼り付けて」に、「60日以内(60日目の日)」を「3か月以内(3か月目の日)」に、「第19条の4第2号」を「第19条の4第3号」に改め、「行政不服審査法第5条の規定により」及び「行政事件訴訟法に基づくこの」を削り、「6月以内」を「6か月以内」に、「3月を経過しても」を「3か月を経過しても」に改める。

別記様式第120号の2及び別記様式第121号中「60日以内(60日目の日)」を「3か月以内(3か月目の日)」に、「第19条の4第2号」を「第19条の4第3号」に改め、「行政不服審査法第5条の規定により」及び「行政事件訴訟法に基づくこの」を削り、「6月以内」を「6か月以内」に、「3月を経過しても」を「3か月を経過しても」に改める。

別記様式第122号中「、差押財産」を「差押財産」に、

入 札
せり売

を

入 札
競り売り

に、「60日以内(60日目の日)」を「3

か月以内(3か月目の日)」に、「第19条の4第2号」を「第19条の4第3号」に改め、「行政不服審査法第5条の規定により」及び「行政事件訴訟法に基づくこの」を削り、「6月以内」を「6か月以内」に、「3月を経過しても」を「3か月を経過しても」に改める。

別記様式第123号中「60日以内(60日目の日)」を「3か月以内(3か月目の日)」に、「第19条の4第2号」を「第19条の4第3号」に改め、「行政不服審査法第5条の規定により」及び「行政事件訴訟法に基づくこの」を削り、「6月以内」を「6か月以内」に、「3月を経過しても」を「3か月を経過しても」に改める。

別記様式第 132号中「60日以内 (60日目の日と、換価代金等)」を「3 か月以内 (3 か月目の日又は換価代金等)」に改め、「行政不服審査法第 5 条の規定により」及び「行政事件訴訟法に基づくこの」を削り、「6 月以内」を「6 か月以内」に、「3 月を経過しても」を「3 か月を経過しても」に改める。

別記様式第 133号 (その 1) から別記様式第 133号 (その 3) までの規定中「搜索したから」を「搜索したので」に、「搜索を受けた者あて」を「搜索を受けた者宛て」に、「60日以内」を「3 か月以内」に改め、「行政不服審査法第 5 条の規定により」及び「行政事件訴訟法に基づくこの」を削り、「6 月以内」を「6 か月以内」に、「3 月を経過しても」を「3 か月を経過しても」に改める。

別記様式第 151号中「納入 (付) すべき」を「納付 (納入) すべき」に、「納入の日」を「納付 (納入) の日」に、「納付の場所」を「納付 (納入) の場所」に、「納付して」を「納付し、又は納入して」に、「60日以内」を「3 か月以内」に改め、「行政不服審査法第 5 条の規定により」及び「行政事件訴訟法に基づくこの」を削り、「6 月以内」を「6 か月以内」に、「3 月を経過しても」を「3 か月を経過しても」に改める。

「

	指定納期限	年 月 日		納入 (付) すべき税額	円
別記様式第 152号の 2 及び別記様式第 152号の 4 中				納付すべき加算金額	円 を
				還付される合計額	円

」

「

	指定納期限	年 月 日		納付 (納入) すべき合計額	円
				還付される合計額	円

に、「納入の日」を「納付 (納入) の日」に改

」

め、「納付の場所」を「納付 (納入) の場所」に、「納付して」を「納付し、又は納入して」に、「60日以内」を「3 か月以内」に改め、「行政不服審査法第 5 条の規定により」及び「行政事件訴訟法に基づくこの」を削り、「6 月以内」を「6 か月以内」に、「3 月を経過しても」を「3 か月を経過しても」に改める。

別記様式第 153号の 3 中

	「 却下 (理由) 」	を	「 取消 (変更) 理 由 」	
--	-------------------	---	--------------------------	--

に、「60日以内」を「3 か月以内」に改め、「行政不服審査法第

5 条の規定により」及び「行政事件訴訟法に基づくこの」を削り、「6 月以内」を「6 か月以内」に、「3 月を経過しても」を「3 か月を経過しても」に改める。

別記様式第 171号中「納付すべき」を「納付 (納入) すべき」に、「納付書」を「納付 (納入) 書」に、「納付して」を「納付し、又は納入して」に、「60日以内」を「3 か月以内」に改め、「行政不服審査法第 5 条の規定により」及び「行政事件訴訟法に基づくこの」を削り、「6 月以内」を「6 か月以内」に、「3 月を経過しても」を「3 か月を経過しても」に改める。

別記様式第 190号中

	「 取消 の 理 由 」	を	「 取消 し の 理 由 」	
--	-----------------------------	---	----------------------------------	--

に、「60日以内」を「3 か月以内」に改め、「行政不服審査法第 5 条の規定により」及び「

行政事件訴訟法に基づくこの」を削り、「6 月以内」を「6 か月以内」に、「3 月を経過しても」を「3 か月を経過しても」に改める。

別記様式第 192号中「60日以内」を「3 か月以内」に改め、「行政不服審査法第 5 条の規定により」及び「行政事件訴訟法に基づくこの」を削り、「6 月以内」を「6 か月以内」に、「3 月を経過しても」を「3 か月を経過しても」に改め、同様式の備考を削る。

別記様式第 192号の 10 中「納付すべき」を「納付 (納入) すべき」に、「納付書」を「納付 (納入) 書」に、「納付して」を「納付し、又は納入して」に、「60日以内」を「3 か月以内」に改め、「行政不服審査法第 5 条の規定により」及び「行政事件訴訟法に基づくこの」を削り、「6 月以内」を「6 か月以内」に、「3 月を経過しても」を「3 か月を経過しても」に改める。

別記様式第 196号の 5 中「自動車税納税義務免除申告」を「自動車税納付義務免除申告」に、

「

	「 納付 (納入) 通知書番号 」	を	「 納 税 通知書番号 」	
--	----------------------------	---	------------------------	--

に、「60日以内」を「3 か月以内」に改め、「行政不服審査法第 5 条の規定により」及び「

行政事件訴訟法に基づくこの」を削り、「6 月以内」を「6 か月以内」に、「3 月を経過しても」を「3 か月を経過しても」に改める。

1	この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第 6 条の規定により知事に異議
---	--

別記様式第 202号 (その 2) 中

注
意

申立てをすることができます。異議申立書は、宮崎県税務課に提出してください。

2 行政事件訴訟法に基づくこの処分の取消しの訴えは、上記 1 の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができません。異議申立てに対する決定を経た後は、決定の通知を受け取った日の翌日から起算して 6 月以内に、宮崎県を被告として (訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。) 宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の (1) から (3) までのいずれかに該当する場合は、異議申立てに対する決定を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 異議申立てがあった日から 3 月を経過しても決定がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

を

注
意

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、宮崎県税務課に提出してください。

2 処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として (訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。) 宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の (1) から (3) までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

に改める。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 28 年 3 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 21 号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則 (昭和 45 年宮崎県規則第 21 号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別記 様式第 1 (第 3 条関係) [略] この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して <u>60 日</u> 以内に厚生労働大臣に審査請求をすることができる。処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して <u>6 月</u> 以内に、前記の審査請求をしたときには、当該審査請求に対する <u>裁決</u> のあったことを知った日	別記 様式第 1 (第 3 条関係) [略] この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して <u>3 か月</u> 以内に厚生労働大臣に審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して <u>6 か月</u> 以内に、前記の審査請求をしたときには、当該審査請求に対する <u>裁決</u> があったことを知

の翌日から起算して6月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）提起することができる。

った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となります。）提起することができま
す。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第22号

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則（平成17年宮崎県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後																			
（カドミウム等の物質） 第7条 条例第2条第8号アの規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。 (1)～(14) [略] (15) シス-1・2-ジクロロエチレン (16)～(26) [略]		（カドミウム等の物質） 第7条 条例第2条第8号アの規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。 (1)～(14) [略] (15) <u>1・2-ジクロロエチレン</u> (16)～(26) [略] (27) <u>塩化ビニルモノマー</u> (28) <u>1・4-ジオキサン</u>																			
別表第9（第25条関係）		別表第9（第25条関係）																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>汚水に係る有害物質の種類</th> <th>許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム及びその化合物 [略]</td> <td>1リットルにつきカドミウム <u>0.1</u> ミリグラム</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン [略]</td> <td>1リットルにつき <u>0.3</u>ミリグラム</td> </tr> <tr> <td>1・1-ジクロロエチレン [略]</td> <td>1リットルにつき <u>0.2</u>ミリグラム</td> </tr> <tr> <td>アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 [略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	汚水に係る有害物質の種類	許容限度	カドミウム及びその化合物 [略]	1リットルにつきカドミウム <u>0.1</u> ミリグラム	トリクロロエチレン [略]	1リットルにつき <u>0.3</u> ミリグラム	1・1-ジクロロエチレン [略]	1リットルにつき <u>0.2</u> ミリグラム	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 [略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>汚水に係る有害物質の種類</th> <th>許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム及びその化合物 [略]</td> <td>1リットルにつきカドミウム <u>0.03</u> ミリグラム</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン [略]</td> <td>1リットルにつき <u>0.1</u>ミリグラム</td> </tr> <tr> <td>1・1-ジクロロエチレン [略]</td> <td>1リットルにつき <u>1</u>ミリグラム</td> </tr> <tr> <td>アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 <u>1・4-ジオキサン</u> [略]</td> <td>[略] 1リットルにつき <u>0.5</u>ミリグラム</td> </tr> </tbody> </table>	汚水に係る有害物質の種類	許容限度	カドミウム及びその化合物 [略]	1リットルにつきカドミウム <u>0.03</u> ミリグラム	トリクロロエチレン [略]	1リットルにつき <u>0.1</u> ミリグラム	1・1-ジクロロエチレン [略]	1リットルにつき <u>1</u> ミリグラム	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 <u>1・4-ジオキサン</u> [略]	[略] 1リットルにつき <u>0.5</u> ミリグラム
汚水に係る有害物質の種類	許容限度																				
カドミウム及びその化合物 [略]	1リットルにつきカドミウム <u>0.1</u> ミリグラム																				
トリクロロエチレン [略]	1リットルにつき <u>0.3</u> ミリグラム																				
1・1-ジクロロエチレン [略]	1リットルにつき <u>0.2</u> ミリグラム																				
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 [略]	[略]																				
汚水に係る有害物質の種類	許容限度																				
カドミウム及びその化合物 [略]	1リットルにつきカドミウム <u>0.03</u> ミリグラム																				
トリクロロエチレン [略]	1リットルにつき <u>0.1</u> ミリグラム																				
1・1-ジクロロエチレン [略]	1リットルにつき <u>1</u> ミリグラム																				
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 <u>1・4-ジオキサン</u> [略]	[略] 1リットルにつき <u>0.5</u> ミリグラム																				
別表第10（第25条関係）		別表第10（第25条関係）																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>亜鉛含有量（単位 1リットルにつきミリグラム） [略]</td> <td><u>5</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	許容限度	[略]		亜鉛含有量（単位 1リットルにつきミリグラム） [略]	<u>5</u>	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>亜鉛含有量（単位 1リットルにつきミリグラム） [略]</td> <td><u>2</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	許容限度	[略]		亜鉛含有量（単位 1リットルにつきミリグラム） [略]	<u>2</u>	[略]					
項目	許容限度																				
[略]																					
亜鉛含有量（単位 1リットルにつきミリグラム） [略]	<u>5</u>																				
[略]																					
項目	許容限度																				
[略]																					
亜鉛含有量（単位 1リットルにつきミリグラム） [略]	<u>2</u>																				
[略]																					
別表第11（第29条関係）		別表第11（第29条関係）																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>汚水に係る有害物質の種類</th> <th>検定方法</th> <th>値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム及びその化合物</td> <td>規格K0102の55に定める方法（ただし、規格K0102の<u>55.1</u>に定める方法にあっては規格K0102の55の備考1に定める操作を</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	汚水に係る有害物質の種類	検定方法	値	カドミウム及びその化合物	規格K0102の55に定める方法（ただし、規格K0102の <u>55.1</u> に定める方法にあっては規格K0102の55の備考1に定める操作を	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>汚水に係る有害物質の種類</th> <th>検定方法</th> <th>値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム及びその化合物</td> <td>規格K0102の55に定める方法（ただし、規格K0102の<u>55・1</u>に定める方法にあっては規格K0102の55の備考1に定める操作を</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	汚水に係る有害物質の種類	検定方法	値	カドミウム及びその化合物	規格K0102の55に定める方法（ただし、規格K0102の <u>55・1</u> に定める方法にあっては規格K0102の55の備考1に定める操作を	[略]								
汚水に係る有害物質の種類	検定方法	値																			
カドミウム及びその化合物	規格K0102の55に定める方法（ただし、規格K0102の <u>55.1</u> に定める方法にあっては規格K0102の55の備考1に定める操作を	[略]																			
汚水に係る有害物質の種類	検定方法	値																			
カドミウム及びその化合物	規格K0102の55に定める方法（ただし、規格K0102の <u>55・1</u> に定める方法にあっては規格K0102の55の備考1に定める操作を	[略]																			

	行うものとする。				を、規格K0102の55・3に定める方法にあっては規格K0102の52の備考9に定める操作を行うものとする。)	
シアン化合物	規格K0102の38・1・2及び38・2に定める方法又は規格K0102の38・1・2及び38・3に定める方法	[略]		シアン化合物	規格K0102の38・1・2及び38・2に定める方法、規格K0102の38・1・2及び38・3に定める方法又は規格K0102の38・1・2及び38・5に定める方法	[略]
[略]				[略]		
鉛及びその化合物	規格K0102の54に定める方法(ただし、規格K0102の54・1に定める方法にあっては規格K0102の54の備考1に定める操作を、規格K0102の54・3に定める方法にあっては規格K0102の54の備考3に定める操作を行うものとする。)	[略]		鉛及びその化合物	規格K0102の54に定める方法(ただし、規格K0102の54・1に定める方法にあっては規格K0102の54の備考1に定める操作を、規格K0102の54・3に定める方法にあっては規格K0102の52の備考9に定める操作を行うものとする。)	[略]
六価クロム化合物	規格K0102の65・2・1に定める方法(着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあっては、規格K0102の65の備考15のb)(第1段を除く。))及び規格K0102の65・1に定める方法)	[略]		六価クロム化合物	規格K0102の65・2・1に定める方法(着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあっては、規格K0102の65の備考11のb)の1)から3)まで及び規格K0102の65・1に定める方法)又は規格K0102の65・2・6に定める方法(ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合には、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)	[略]
[略]				[略]		
シス-1・2-ジクロロエチレン	規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法	1リットルにつき0.004ミリグラム		1・2-ジクロロエチレン	シス体においては規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法、トランス体においては規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法	シス体においては1リットルにつき0.004ミリグラム、トランス体においては1リットルにつき0.004ミリグラム
[略]				[略]		
セレン及びその化合物	規格K0102の67・2又は67・3に定める方法	[略]		セレン及びその化合物	規格K0102の67・2、67・3又は67・4に定める方法	[略]
ほう素及びその	規格K0102の47に定める	[略]		ほう素及びその	規格K0102の47に定める	[略]

化合物	方法又は環境基準告示付表 7 に掲げる方法		化合物	方法	
ふっ素及びその化合物	規格 K0102 の 34 に定める方法又は規格 K0102 の 34・1 C) (注 (6) 第 3 文を除く。) に定める方法及び環境基準告示付表 6 に掲げる方法	[略]	ふっ素及びその化合物	規格 K0102 の 34・1、34・2 若しくは 34・4 に定める方法又は規格 K0102 の 34・1 C) (注 (6) 第 3 文を除く。) に定める方法及び環境基準告示付表 6 に掲げる方法	[略]
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては規格 K0102 の 42・2、42・3 又は 42・5 に定める方法により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数 0.7766 を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあつては規格 K0102 の 43・1 に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあつては規格 K0102 の 43・2・5 に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法	[略]	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては規格 K0102 の 42・2、42・3、42・5 又は 42・6 に定める方法により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数 0.7766 を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあつては規格 K0102 の 43・1 に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあつては規格 K0102 の 43・2・5 又は 43・2・6 に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法	[略]
[略]			塩化ビニルモノマー	地下水の水質汚濁に係る環境基準について (平成 9 年環境庁告示第 10 号) 付表に掲げる方法	1 リットルにつき 0.0002 ミリグラム
			1・4-ジオキサン	環境基準告示付表 7 に掲げる方法	1 リットルにつき 0.005 ミリグラム
[略]			[略]		

附 則

この規則は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 186 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 49 条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 30 号) 第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 28 年 3 月 17 日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
ハーミィ小児矯正歯科	都城市早鈴町 25 番 10 号	平成 28 年 2 月 1 日
医療法人孝優会 たなか循環器内科クリニック	小林市堤 3516 番地 3	平成 28 年 2 月 1 日
そうごう薬局 延岡緑ヶ丘店	延岡市緑ヶ丘五丁目 18 番 11 号	平成 28 年 1 月 28 日

山下医院	北諸県郡三股町大字榎山4672-4	平成28年1月12日
甲斐歯科医院	延岡市北一ヶ岡4丁目3-15	平成27年12月4日

宮崎県告示第 187号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年3月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
たなか循環器内科クリニック	小林市堤3516-3	平成28年1月31日

宮崎県告示第 188号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成28年3月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
新留 健太 (フレアス在宅マッサージ高鍋拠点)	児湯郡高鍋町大字上江2029-1カーサM3202号	平成27年9月23日
橋口 順之 (まごころ鍼灸整骨院)	都城市都北町3530-3	平成27年12月1日
鬼束 清 (はる整骨院)	都城市都北町5513-2	平成27年12月1日
甲斐 明子 (みなと針灸整骨院)	日向市江良町3丁目52番2	平成28年1月1日
安部 亮兵 (みなと針灸整骨院)	日向市江良町3丁目52番2	平成28年1月1日
野村 理恵 (きのした鍼灸整骨院)	都城市志比田4946-9	平成28年1月1日

前田 彰二 (きのした鍼灸整骨院)	都城市志比田4946-9	平成28年1月1日
----------------------	--------------	-----------

宮崎県告示第 189号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年3月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定施術者の氏名並びに施術所の名称及び所在地

氏名及び 施術所の名称	所 在 地
永田 雅俊 (ながた整骨院)	日向市財光寺沖ノ原 953-1

2 届出事項

施術所の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
日向市財光寺 291-4	日向市財光寺沖ノ原 953-1	平成27年12月18日

宮崎県告示第 190号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年3月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
山神 隆祐 (ながた整骨院)	日向市財光寺 291-4	平成27年11月26日

宮崎県告示第 191号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定を取り消した。

平成28年3月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保 険事 業 所 番 号	指定居宅サービス 事 業 所		指定居宅サービス 事 業 者		取 消 年 月 日	サービ スの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4561990005	訪問看護ステーション	宮崎県東諸県郡国	医療法人社団慶人	宮崎県東諸県郡国	平成28年3月31日	訪問看護

ンたいよう	富町本庄1748-2 サリーコーポ 106 号	会	富町八代南保2054 番地
-------	-------------------------------	---	------------------

宮崎県告示第 192号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の9第1項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定を取り消した。

平成28年3月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		取消年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4561990005	訪問看護ステーションたいよう	宮崎県東諸県郡国富町本庄1748-2サリーコーポ 106号	医療法人社団慶人会	宮崎県東諸県郡国富町八代南保2054番地	平成28年3月31日	介護予防訪問看護

宮崎県告示第 193号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成28年3月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
郡山晴喜	山下医院	三股町	内科、呼吸器内科	平成28年3月1日
森田雄大	宮崎県立延岡病院	延岡市	整形外科	平成28年3月1日
大園芳範	宮崎県立延岡病院	延岡市	内科	平成28年3月1日

宮崎県告示第 194号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成28年3月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字吉野方字中木場4256・4257-イ・字鞍掛4465（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 195号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成28年3月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字風田字熊嶺2368-1、2370-乙
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字熊嶺2368-1・2370-乙（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 196号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年3月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字村所字砥山谷 212-6、217-3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字砥山谷 212-6・217-3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 197号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、関係図面は、平成28年 3 月17日から平成28年 3 月31日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成28年 3 月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
224	県道	遠見半島線	東臼杵郡門川町大字庵川字谷ノ山5501番2地先から同郡同町同大字同字5501番2地先まで	旧	5.8~7.3	20.2
				新	10.8~12.2	20.2

宮崎県告示第 198号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。
 平成28年 3 月17日
 宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 野下-1 地区
 - (1) 区域の表示
 - 次に掲げる土地に存する標柱 1号から標柱10号までを順次結んだ線、標柱10号と標柱11号を市道野下線に沿って結んだ線、標柱11号と標柱12号を結んだ線及び標柱 1 号と標柱12号を結んだ線により囲まれた土地の区域
 - (2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 する 土 地
1	宮崎市佐土原町下田島字諏訪田9362-1
2	” ” ” 取越 20834
3	” ” ” ” 20838
4	” ” ” ” 20838
5	” ” ” 三百坊 21043-3
6	” ” ” ” 21045-9
7	” ” ” ” 21048-1
8	” ” ” 伊勢ん9297
9	” ” ” ” 9294-1
10	” ” ” ” 9293-2地先法定外公共物（道路）
11	” ” ” ” 9176-1地先法定外公共物（道路）
12	” ” ” 諏訪田9371地先法定外公共物（水路）

宮崎県告示第 199号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。
 なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。
 平成28年 3 月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日南市	石原谷川(1)	02-204-1-009	土 石 流
	上西町沢(1)	02-204-1-014	土 石 流
	上西町沢(2)	02-204-1-015	土 石 流
	石河谷川	02-204-1-016	土 石 流
	上田平谷(1)	02-204-1-026	土 石 流
	上山瀬谷川	02-204-1-032	土 石 流
	下山瀬谷川	02-204-1-033	土 石 流
	釈迦尾ヶ野谷川	02-204-1-037	土 石 流
	深瀬小谷川	02-204-1-038	土 石 流
	深瀬谷川	02-204-1-039	土 石 流

坂元谷川	02-204-1-040	土 石 流	西の園谷川 -新②	02-204-2-062 -新②	土 石 流
名尾谷川	02-204-1-041	土 石 流	西の園谷川 -新③	02-204-2-062 -新③	土 石 流
桃木谷川	02-204-1-042	土 石 流	鯛ノ子小谷 川	02-204-2-063	土 石 流
西谷川	02-204-2-018	土 石 流	上新村沢	02-204-2-064	土 石 流
西谷川-新 ①	02-204-2-018 -新①	土 石 流	風呂平谷沢	02-204-2-065	土 石 流
河原谷川	02-204-2-019	土 石 流	来多沢	02-204-2-066	土 石 流
下塚田谷川	02-204-2-023	土 石 流	下白木俣谷 川	02-204-2-068	土 石 流
下塚田谷川 -新①	02-204-2-023 -新①	土 石 流	石原谷川 (2)	02-204-2-069	土 石 流
下塚田谷川 -新②	02-204-2-023 -新②	土 石 流	片頭谷川	02-204-2-070	土 石 流
川下谷川	02-204-2-024	土 石 流	秋山谷沢	02-204-2-071	土 石 流
狭間一谷川	02-204-2-025	土 石 流	秋山小谷沢	02-204-2-072	土 石 流
狭間一谷川 -新①	02-204-2-025 -新①	土 石 流	秋山小谷川	02-204-2-073	土 石 流
狭間二谷川	02-204-2-026	土 石 流	日後谷沢川	02-204-3-002	土 石 流
狭間二谷川 -新①	02-204-2-026 -新①	土 石 流	中浦谷川	02-204-3-003	土 石 流
山田二谷川	02-204-2-030	土 石 流	後河内一谷 川	02-204-3-004	土 石 流
西の山沢	02-204-2-046	土 石 流	後河内二谷 川	02-204-3-005	土 石 流
西の山川	02-204-2-047	土 石 流	後河内三谷 川	02-204-3-006	土 石 流
種子田谷川	02-204-2-058	土 石 流	後谷屋沢	02-322-1-011	土 石 流
中畑谷川	02-204-2-059	土 石 流	八萬谷	02-322-1-012	土 石 流
中畑小谷川 (1)	02-204-2-060	土 石 流	外之浦沢	02-322-1-019	土 石 流
中畑小谷川 (2)	02-204-2-061	土 石 流	寺坂谷川	02-322-1-020	土 石 流
西の園谷川	02-204-2-062	土 石 流	谷具川	02-322-1-021	土 石 流
西の園谷川 -新①	02-204-2-062 -新①	土 石 流	宮越沢	02-322-1-036	土 石 流

原 向 沢	02- 322- 2 - 007	土 石 流	桜馬場-新 ③	I - 1 - 0329 - 新③	急傾斜地の崩壊
波平瀬沢	02- 322- 2 - 008	土 石 流	桜馬場-新 ④	I - 1 - 0329 - 新④	急傾斜地の崩壊
石 河	I - 1 - 0226	急傾斜地の崩壊	西 の 園	I - 1 - 0330	急傾斜地の崩壊
菰 田	I - 1 - 0241	急傾斜地の崩壊	栗 ヶ 野	I - 1 - 0331	急傾斜地の崩壊
中 浦 迫	I - 1 - 0242	急傾斜地の崩壊	鯛 ノ 子	I - 1 - 0332	急傾斜地の崩壊
後河内 2	I - 1 - 0243	急傾斜地の崩壊	鯛ノ子 2 - 新①	I - 1 - 0333 - 新①	急傾斜地の崩壊
境 ヶ 谷	I - 1 - 0251	急傾斜地の崩壊	桃 ノ 木	I - 1 - 0334	急傾斜地の崩壊
上限谷-新 ①	I - 1 - 0265 - 新①	急傾斜地の崩壊	秋 山	I - 1 - 0335	急傾斜地の崩壊
狭間下-新 ①	I - 1 - 0284 - 新①	急傾斜地の崩壊	下 片 頭	I - 1 - 0336	急傾斜地の崩壊
狭間下-新 ②	I - 1 - 0284 - 新②	急傾斜地の崩壊	名 尾	I - 1 - 0338	急傾斜地の崩壊
川 下	I - 1 - 0287	急傾斜地の崩壊	深 瀬	I - 1 - 0339	急傾斜地の崩壊
川下-新①	I - 1 - 0287 - 新①	急傾斜地の崩壊	小 布 瀬	I - 1 - 0340	急傾斜地の崩壊
川 下 2	I - 1 - 0288	急傾斜地の崩壊	下 白 木 俣	I - 1 - 0341	急傾斜地の崩壊
東 川 下	I - 1 - 0289	急傾斜地の崩壊	割 岩	I - 1 - 0342	急傾斜地の崩壊
西 寺 1	I - 1 - 0290	急傾斜地の崩壊	上 白 木 俣	I - 1 - 0343	急傾斜地の崩壊
西寺-新①	I - 1 - 0290 - 新①	急傾斜地の崩壊	白木俣上津 留	I - 1 - 0344	急傾斜地の崩壊
西寺-新②	I - 1 - 0290 - 新②	急傾斜地の崩壊	前 田	I - 1 - 0366	急傾斜地の崩壊
下塚田 1	I - 1 - 0291	急傾斜地の崩壊	地 浦	I - 1 - 0386	急傾斜地の崩壊
下塚田 1 - 新①	I - 1 - 0291 - 新①	急傾斜地の崩壊	外 浦 1	I - 1 - 0387	急傾斜地の崩壊
諏訪馬場	I - 1 - 0316	急傾斜地の崩壊	くぬぎ山	I - 1 - 0388	急傾斜地の崩壊
桜 馬 場	I - 1 - 0329	急傾斜地の崩壊	谷 川	I - 1 - 0391	急傾斜地の崩壊
桜馬場-新 ①	I - 1 - 0329 - 新①	急傾斜地の崩壊	魚 見 1	I - 1 - 0392	急傾斜地の崩壊
桜馬場-新 ②	I - 1 - 0329 - 新②	急傾斜地の崩壊	早 風	I - 1 - 2059	急傾斜地の崩壊
			鯛ノ子 3	I - 1 - 3099	急傾斜地の崩壊
			桃ノ木- 3	I - 1 - 3100	急傾斜地の崩壊

波平瀬 - 2 - 新①	Ⅱ - 1 - 4626 - 新①	急傾斜地の崩壊
波平瀬 - 3	Ⅱ - 1 - 4627	急傾斜地の崩壊
下中村 - 3	Ⅲ - 1 - 9328	急傾斜地の崩壊
下中村 - 4	Ⅲ - 1 - 9329	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土木整備部砂防課及び日南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 200号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成28年3月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日南市	石原谷川(1)	02-204-1-009	土 石 流
	上西町沢(1)	02-204-1-014	土 石 流
	上西町沢(2)	02-204-1-015	土 石 流
	上田平谷(1)	02-204-1-026	土 石 流
	釈迦尾ヶ野谷川	02-204-1-037	土 石 流
	深瀬谷川	02-204-1-039	土 石 流
	坂元谷川	02-204-1-040	土 石 流
	西谷川	02-204-2-018	土 石 流
	西谷川-新①	02-204-2-018-新①	土 石 流
	河原谷川	02-204-2-019	土 石 流
	下塚田谷川	02-204-2-023	土 石 流
	下塚田谷川-新①	02-204-2-023-新①	土 石 流
	下塚田谷川-新②	02-204-2-023-新②	土 石 流
	川下谷川	02-204-2-024	土 石 流
	狭間一谷川	02-204-2-025	土 石 流
狭間一谷川-新①	02-204-2-025-新①	土 石 流	
狭間二谷川	02-204-2-026	土 石 流	
狭間二谷川-新①	02-204-2-026-新①	土 石 流	
山田二谷川	02-204-2-030	土 石 流	
西の山沢	02-204-2-046	土 石 流	
西の山川	02-204-2-047	土 石 流	
種子田谷川	02-204-2-058	土 石 流	
中畑谷川	02-204-2-059	土 石 流	
中畑小谷川(1)	02-204-2-060	土 石 流	
西の園谷川	02-204-2-062	土 石 流	
西の園谷川-新②	02-204-2-062-新②	土 石 流	
西の園谷川-新③	02-204-2-062-新③	土 石 流	
上新村沢	02-204-2-064	土 石 流	
風呂平谷沢	02-204-2-065	土 石 流	
来多沢	02-204-2-066	土 石 流	
下白木俣谷川	02-204-2-068	土 石 流	
石原谷川(2)	02-204-2-069	土 石 流	
片頭谷川	02-204-2-070	土 石 流	
秋山谷沢	02-204-2-071	土 石 流	
秋山小谷沢	02-204-2-072	土 石 流	

秋山小谷川	02-204-2-073	土 石 流	西寺-新①	I-1-0290-新①	急傾斜地の崩壊
日後谷沢川	02-204-3-002	土 石 流	西寺-新②	I-1-0290-新②	急傾斜地の崩壊
後河内一谷川	02-204-3-004	土 石 流	下塚田 1	I-1-0291	急傾斜地の崩壊
後河内二谷川	02-204-3-005	土 石 流	下塚田 1-新①	I-1-0291-新①	急傾斜地の崩壊
後河内三谷川	02-204-3-006	土 石 流	諏訪馬場	I-1-0316	急傾斜地の崩壊
後谷屋沢	02-322-1-011	土 石 流	桜馬場	I-1-0329	急傾斜地の崩壊
八 萬 谷	02-322-1-012	土 石 流	桜馬場-新①	I-1-0329-新①	急傾斜地の崩壊
外之浦沢	02-322-1-019	土 石 流	桜馬場-新②	I-1-0329-新②	急傾斜地の崩壊
寺坂谷川	02-322-1-020	土 石 流	桜馬場-新③	I-1-0329-新③	急傾斜地の崩壊
宮 越 沢	02-322-1-036	土 石 流	桜馬場-新④	I-1-0329-新④	急傾斜地の崩壊
原 向 沢	02-322-2-007	土 石 流	西 の 園	I-1-0330	急傾斜地の崩壊
石 河	I-1-0226	急傾斜地の崩壊	栗ヶ野	I-1-0331	急傾斜地の崩壊
菰 田	I-1-0241	急傾斜地の崩壊	鯛ノ子	I-1-0332	急傾斜地の崩壊
中 浦 迫	I-1-0242	急傾斜地の崩壊	鯛ノ子 2-新①	I-1-0333-新①	急傾斜地の崩壊
後河内 2	I-1-0243	急傾斜地の崩壊	桃ノ木	I-1-0334	急傾斜地の崩壊
境ヶ谷	I-1-0251	急傾斜地の崩壊	秋 山	I-1-0335	急傾斜地の崩壊
上隈谷-新①	I-1-0265-新①	急傾斜地の崩壊	下片頭	I-1-0336	急傾斜地の崩壊
狭間下-新①	I-1-0284-新①	急傾斜地の崩壊	名 尾	I-1-0338	急傾斜地の崩壊
狭間下-新②	I-1-0284-新②	急傾斜地の崩壊	深 瀬	I-1-0339	急傾斜地の崩壊
川 下	I-1-0287	急傾斜地の崩壊	小布瀬	I-1-0340	急傾斜地の崩壊
川下-新①	I-1-0287-新①	急傾斜地の崩壊	下白木俣	I-1-0341	急傾斜地の崩壊
川 下 2	I-1-0288	急傾斜地の崩壊	割 岩	I-1-0342	急傾斜地の崩壊
東 川 下	I-1-0289	急傾斜地の崩壊	上白木俣	I-1-0343	急傾斜地の崩壊
西 寺 1	I-1-0290	急傾斜地の崩壊			

白木俣上津留	I - 1 - 0344	急傾斜地の崩壊	鷹取 - 1	II - 1 - 4449	急傾斜地の崩壊
前田	I - 1 - 0366	急傾斜地の崩壊	鷹取 - 2	II - 1 - 4450	急傾斜地の崩壊
地浦	I - 1 - 0386	急傾斜地の崩壊	名尾 - 1	II - 1 - 4451	急傾斜地の崩壊
外浦 1	I - 1 - 0387	急傾斜地の崩壊	上平 - 1	II - 1 - 4452	急傾斜地の崩壊
くぬぎ山	I - 1 - 0388	急傾斜地の崩壊	鯛ノ子 4	II - 1 - 4457	急傾斜地の崩壊
谷川	I - 1 - 0391	急傾斜地の崩壊	上永野	II - 1 - 4459	急傾斜地の崩壊
魚見 1	I - 1 - 0392	急傾斜地の崩壊	下永野	II - 1 - 4460	急傾斜地の崩壊
早風	I - 1 - 2059	急傾斜地の崩壊	西の園 - 3	II - 1 - 4461	急傾斜地の崩壊
鯛ノ子 3	I - 1 - 3099	急傾斜地の崩壊	西の園 - 3 - 新①	II - 1 - 4461 - 新①	急傾斜地の崩壊
桃ノ木 - 3	I - 1 - 3100	急傾斜地の崩壊	上平 - 2	II - 1 - 4480	急傾斜地の崩壊
西町 - 1	I - 1 - 3112	急傾斜地の崩壊	下塚田 - 1	II - 1 - 4491	急傾斜地の崩壊
西町 - 1 - 新①	I - 1 - 3112 - 新①	急傾斜地の崩壊	西寺 - 1	II - 1 - 4492	急傾斜地の崩壊
上中村 - 1	I - 1 - 3127	急傾斜地の崩壊	下塚田 - 2	II - 1 - 4496	急傾斜地の崩壊
上中村 - 2	I - 1 - 3128	急傾斜地の崩壊	下塚田 - 2 - 新①	II - 1 - 4496 - 新①	急傾斜地の崩壊
外浦 2	I - 1 - 3134	急傾斜地の崩壊	西寺 - 2	II - 1 - 4497	急傾斜地の崩壊
狭間下 2	II - 1 - 0285	急傾斜地の崩壊	東下中 - 1	II - 1 - 4498	急傾斜地の崩壊
狭間下 2 - 新①	II - 1 - 0285 - 新①	急傾斜地の崩壊	東下中 - 1 - 新①	II - 1 - 4498 - 新①	急傾斜地の崩壊
上片頭	II - 1 - 0337	急傾斜地の崩壊	東下中 - 2	II - 1 - 4499	急傾斜地の崩壊
萩之嶺	II - 1 - 4363	急傾斜地の崩壊	東下中 - 3	II - 1 - 4500	急傾斜地の崩壊
後河内 3	II - 1 - 4408	急傾斜地の崩壊	上限谷 - 5 - 新①	II - 1 - 4507 - 新①	急傾斜地の崩壊
西町 - 2	II - 1 - 4430	急傾斜地の崩壊	上限谷 - 5 - 新②	II - 1 - 4507 - 新②	急傾斜地の崩壊
小布瀬 - 3	II - 1 - 4443	急傾斜地の崩壊	上限谷 - 5 - 新③	II - 1 - 4507 - 新③	急傾斜地の崩壊
大谷 - 2	II - 1 - 4445	急傾斜地の崩壊	上限谷 - 5 - 新④	II - 1 - 4507 - 新④	急傾斜地の崩壊
大谷 - 3	II - 1 - 4446	急傾斜地の崩壊			
坂元	II - 1 - 4447	急傾斜地の崩壊			
石原 - 1	II - 1 - 4448	急傾斜地の崩壊			

川 下 3	Ⅱ - 1 - 4508	急傾斜地の崩壊
山 田 - 4	Ⅱ - 1 - 4509	急傾斜地の崩壊
山 田 - 5	Ⅱ - 1 - 4510	急傾斜地の崩壊
山田 - 5 - 新①	Ⅱ - 1 - 4510 - 新①	急傾斜地の崩壊
上隈谷 - 6 - 新①	Ⅱ - 1 - 4533 - 新①	急傾斜地の崩壊
上隈谷 - 6 - 新②	Ⅱ - 1 - 4533 - 新②	急傾斜地の崩壊
波平瀬 - 1	Ⅱ - 1 - 4618	急傾斜地の崩壊
原 向 - 2	Ⅱ - 1 - 4625	急傾斜地の崩壊
波平瀬 - 2	Ⅱ - 1 - 4626	急傾斜地の崩壊
波平瀬 - 2 - 新①	Ⅱ - 1 - 4626 - 新①	急傾斜地の崩壊
波平瀬 - 3	Ⅱ - 1 - 4627	急傾斜地の崩壊
下中村 - 3	Ⅲ - 1 - 9328	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 201号

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第63条第 1 項の規定により、平成24年 3 月29日付け宮崎県告示第 261号による日向延岡新産業都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年 3 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称
日向市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
日向延岡新産業都市計画下水道事業 日向公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和49年12月10日から平成33年 3 月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

公 告

宮崎県税条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第 3 号)第76条第 1

項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成28年 3 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 免税証の種類
10ℓ券 1 枚
20ℓ券 15枚
- 2 用途
農業等
- 3 記号及び番号
10ℓ券 C 4500148
20ℓ券 E 4500409～E 4500423
- 4 有効期間
平成27年 4 月 1 日から平成28年 2 月29日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称
えびの市農業協同組合 加久藤給油所
- 6 紛失年月日
平成27年11月20日

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第68条第 4 項において準用する同法第18条第16項の規定により、白木地区土地改良区(延岡市)の清算人の退任について次のとおり届出があった。

平成28年 3 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 退任した清算人

氏 名	住 所
須 藤 日 支 夫	延岡市北川町川内名3256番地
池 田 修 一	延岡市北川町川内名2597番地
西 野 公 康	延岡市北川町川内名3272番地 1
加 藤 政 信	延岡市北川町川内名3271番地
加 藤 政 義	延岡市北川町川内名3251番地

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第89条の 2 第 9 項の規定により、江田山崎地区県営土地改良事業(宮崎市、県営経営体育成基盤整備事業)に係る換地処分をした。

平成28年 3 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第89条の 2 第 9 項の規定により、跡江地区県営土地改良事業(宮崎市、県営経営体育成基盤整備事業)に係る換地処分をした。

平成28年 3 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第 1 号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する、旧法第11条の2の規定による検定合格者（以下「旧検定合格者」という。）に対する審査（学科試験及び実技試験を受検する者に限る。以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成28年3月17日

宮崎県公安委員会委員長 山 崎 殖 章

1 審査の種別及び級並びに資格

(1) 空港保安警備業務に係る1級の審査

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項に規定する空港保安警備に係る1級の検定に合格した者

(2) 空港保安警備業務に係る2級の審査

旧規則第1条第1項に規定する空港保安警備に係る2級の検定に合格した者

(3) 施設警備業務に係る1級の審査

旧規則第1条第1項に規定する常駐警備に係る1級の検定に合格した者

(4) 施設警備業務に係る2級の審査

旧規則第1条第1項に規定する常駐警備に係る2級の検定に合格した者

(5) 交通誘導警備業務に係る1級の審査

旧規則第1条第1項に規定する交通誘導警備に係る1級の検定に合格した者

(6) 交通誘導警備業務に係る2級の審査

旧規則第1条第1項に規定する交通誘導警備に係る2級の検定に合格した者

(7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る1級の審査

旧規則第1条第1項に規定する核燃料物質等運搬警備に係る1級の検定に合格した者

(8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る2級の審査

旧規則第1条第1項に規定する核燃料物質等運搬警備に係る2級の検定に合格した者

(9) 貴重品運搬警備に係る1級の審査

旧規則第1条第1項に規定する貴重品運搬警備に係る1級の検定に合格した者

(10) 貴重品運搬警備に係る2級の審査

旧規則第1条第1項に規定する貴重品運搬警備に係る2級の検定に合格した者

2 審査の対象者

旧検定合格者のうち、次に掲げる者以外の者

(1) 検定規則施行日（平成17年11月21日）において、現に、旧検定に係る業務に継続して1年以上従事していた者

(2) 検定規則施行日において、現に、旧検定に係る警備業務についての指定講習の講師として1年以上従事していた者

3 審査の日時

区 分	審 査 日 時
審 査	平成28年6月21日（火）午前9時30分から

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までに済ませること。

4 審査の場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地1

宮崎県建設技術センター

5 審査の実施要領

(1) 審査は、学科試験と実技試験により実施し、学科試験に合格した者にのみ実技試験を実施する。

学科試験は、5枝択一式の筆記試験により行う。

(2) 1級の審査の科目及び内容

ア 学科試験

(ア) 科目

- 警備業務に関する基本的な事項
- 法令に関すること。
- 警備業務の実施に関すること。
- 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 問題数 10問

イ 実技試験

(ア) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を2種類実施

(3) 2級の審査の科目及び内容

ア 学科試験

(ア) 科目

- 警備業務に関する基本的な事項
- 法令に関すること。
- 警備業務の実施に関すること。
- 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 問題数 10問

イ 実技試験

(ア) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を1種類実施

6 審査申請書の提出方法

(1) 提出先

住所地又は警備員である者は属する営業所の所在地を管轄する警察署

(2) 提出期間及び時間

区 分	提出期間及び時間
審 査	平成28年5月9日（月）から5月20日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

(3) 提出方法

提出は、審査申請者本人によることを原則とするが、委任状があれば代理人でも良い。郵送による申請は認めない。

7 提出書類

(1) 審査申請書1通

(2) 旧検定合格証の写し1枚

(3) 写真1葉（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

- (4) 次のいずれかの書面（宮崎県公安委員会以外の公安委員会発行の旧検定合格証の所持者に限る。）
- 県内居住者であることを疎明する書面
 - 県内の営業所に属することを疎明する書面
- 8 審査手数料
4,700円に相当する宮崎県収入証紙を審査申請書に貼付して提出すること。
審査手数料は、審査辞退その他いかなる場合にも返還しない。
- 9 受検票の交付
受検票は審査当日、審査会場において交付する。
- 10 その他
- (1) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。
- (2) 本件に関する問い合わせは、平成28年3月31日までは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）、同年4月1日以降は、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係に行うこと。

宮崎県公安委員会公告第2号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成28年3月17日

宮崎県公安委員会委員長 山崎 殖 章

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
貴重品運搬警備	2級	平成28年6月25日（土）午前9時30分から午後5時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までの間に済ませること。

2 実施場所

鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県警察本部

3 定員

15人（鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。）

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

5 検定申請手続

(1) 受付期間

平成28年5月16日（月）から5月27日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）

(3) 提出書類

- ア 検定申請書 1通
- イ 住所を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）
- ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に

- 住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）
- エ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
- オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。雨天時には雨合羽等も持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定に関する目的以外に使用しない。

(4) 本件に関する問い合わせは、平成28年3月31日までは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）、同年4月1日以降は、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係に行うこと。